

相模原市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成19年10月29日に実施した企画財政局税務部各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成20年2月21日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 山 岸 一 雄

同 折 笠 峰 夫

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成20年2月19日

(2) 市長が講じた措置の内容(全文)

納税課の市県民税等の収納事務において、不適切な事例が見られた件につきましては、次のとおり措置を講じました。

ア 滞納者の所在及び財産がともに不明であることを理由に滞納処分の執行停止とすべきところを、滞納処分を執行停止にするとともに納税義務を即時消滅にしていた事例につきましては、次のとおり改善を行いました。

(ア) 即時消滅処分を取り消し、地方税法第15条の7第1項第3号による滞納処分の執行停止としました。

(イ) 適正な滞納処分の執行を確保するため、「執行停止処分」をテーマに、新採用、新任職員を対象として、市税徴収指導員による職場研修を実施しました。

(ウ) 適用条文の誤りをなくすため、決裁時に作成する「滞納処分停止調書」の調査書欄の記載内容と当該事務の流れを記載した手引の留意事項を見直すとともに、事務処理チェックを行う担当を設けることとしました。

イ 延滞金減免申請書を本税が完納する前に受理していたことや、本税を完納した時点で延滞金の処理を失念し、事務処理が遅延した事例につきましては、平成19年12月11日の収納整理チームによる月例チーム会議の場において、所属職員に対し、適正な事務執行の徹底を指示しました。

ウ 滞納処分停止通知に係る発送記録のない事例や、延滞金減免決定の該当の適否の判断に必要な具体的な状況等の記録を留めていないことなどが散見された事例につきましては、次のとおり改善を行いました。

(ア) 「滞納処分停止通知書」(案)を決裁時に添付するとともに、オンライン端末に発送記録の記事入力をするよう所属職員に指示徹底しました。さらに、担当者以外の職員が入力チェックを行うこととしました。

(イ)延滞金に係る申請書の申請文言の事例及び記載文例を作成し、平成20年1月4日に当該事務の流れを記載した手引に掲載し、適正な事務執行の周知を図りました。

(参考)

企画財政局税務部定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成19年10月29日

2 監査の結果(抜粋)

納税課の市税(国民健康保険税を除く。)の収納に関する事務を調査したところ、市県民税等の収納事務において、次のような不適切な事例が見られた。

(1)滞納者の所在及び財産がともに不明であることを理由に、地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の7第1項第3号を適用し、滞納処分の執行停止とすべきところを、同条第1項第1号及び同条第5項により滞納処分を執行停止にし、納税義務を即時消滅している。

(2)延滞金減免申請書は、未納となっている本税を完納し、延滞金の額が確定した後に受理すべきものにもかかわらず、本税を完納する6か月前に受理していた。また、未納となっている本税を完納した時点で、延滞金減免の決定及びその処理を速やかに行うべきところ、延滞金減免の処理を失念し、3か月後に事務処理を行っている。

(3)その他の収納事務においても、滞納処分停止通知に係る発送記録がないものや、延滞金減免決定の根拠とする該当条項のみを記載し、該当の適否の判断に必要な具体的な状況等の記録を留めていないことなどが散見される。

滞納処分の執行停止や納税義務の即時消滅、延滞金の減免等は、納税者間の負担の公平に直結する事柄である。これらの事務を行うに当たっては、地方税法等の関係法令にのっとり、厳格かつ適切な事務の執行に務められたい。